

令和4年度 小池特別支援学校 高等部生徒心得

がっこうせいかつ ゆた みの
学校生活を豊かで実りあるものにするためには、一人一人の意識が大切です。また、規律ある

しゅうだんせいかつ おく うえ ひつよう たが きょうりよく たか あ きそく げんしゅ じゅうよう
集団生活を送る上で必要なこととして、互いに協力し高め合いながら規則を厳守することが重要

です。ここに掲げる事項は、そのための基本的な心得です。生徒は心得の実践に努め、互いに楽し

がっこうせいかつ おく ころ
い学校生活を送れるように心がけましょう。

1 高等部が目指す生徒像

みずか まな
・自ら学び、やりたいことややるべきことを実践する生徒

じ こ かだい かいけつ と く じ こ せんたく じ こ けつてい せいと
・自己の課題解決に取り組み、自己選択・自己決定する生徒

なかま いっしょ かつどう この にんげんかんけい きず せいと
・仲間と一緒に活動し、好ましい人間関係を築ける生徒

2 登下校に関すること

どうこう じかん じ ぶん じ ぶん ちこく
(1) 登校時間は、8時30分から8時45分までとし、遅刻はしない。

じりき つうがく せいと ほごしゃ しんせい とどけでせい たんねんどうしん
(2) 自力通学する生徒は、保護者の申請による届出制(単年度更新)とする。

ただ つうがくれんしゅう つうがくけんどういいんかい きよか ひつよう
※但し、通学練習および「通学検討委員会」の許可を必要とする。

じりき つうがく せいと と ほ こうきょうこうつうきかん でんしゃ など りよう じてんしゃ つうがく みと
(3) 自力通学する生徒は徒歩、公共交通機関(電車・バス等)を利用する。自転車での通学は認め
ない。

じりき つうがく さい とど で しゅだん き つうがくけいろ まも よ みち こうつう
(4) 自力通学する際は、届け出た手段と決められた通学経路を守り、寄り道をせず、交通ルールや
マナーを守って登下校をする。

つうがくけいろ へんこう ばあい とど で
(5) 通学経路を変更する場合は、届け出る。

3 服装・身だしなみに関すること

※産業現場等における実習及び進路活動をする上でふさわしい、落ち着いた服装や身だしなみを基本とする。

(1) 登下校時の服装は、男女とも本校指定の標準服を着用する。

○**夏服**：白のカッターシャツ又は白のポロシャツ（無地）

※シャツ・ブラウスの下は、基本透けても目立たない色にする。（派手な色、柄物は不可。）

○**冬服**：ブレザー、白のカッターシャツ又は白のポロシャツ（無地）

※シャツ・ブラウスの下は、基本透けても目立たない色にする。（派手な色、柄物は不可。）

○**通年**：標準服用スラックス、スカートを着用する。

※スカート丈は、膝が隠れる程度の長さとする。

ベルトの色は、黒、紺、茶などの、華美でないものとする。

○登校後は、学校指定の体操服に着替えて学習活動に参加する。

○夏服、冬服の移行期間（衣替えの準備と調整期間）は設けない。気温や天候に応じて夏服・冬服を調整する。

(2) 防寒着（コート・セーター等）

○防寒着は、黒や紺、グレー、ベージュなどの華美でないもの、なるべく無地の物を着用し、光沢のあるものは避ける。

(3) 靴・靴下等

○登校時に履く靴は、革靴・運動靴どちらでも可とする。

○靴下は、黒・紺・グレー・白など華美でない色の無地とする。

○ストッキング・タイツを着用する場合は、ベージュ又は黒とする。（柄物は不可。）

(4) かばん、作業着^{さぎょうぎ}については、学校指定品^{がっこうしていひん}はないが、華美^{かび}でないものとする。

(5) 髪^{とうはつ}：パーマをかけたり、髪^{かみ}の色^{いろ}を変えたりすることは禁止^{きんし}とする。長髪^{ちょうはつ}はゴムで髪^{かみ}を束ねる。

○ヘアピン、ヘアゴム^{いろ}の色^{いろ}は、黒、紺、茶^{くろ こん ちゃ}など落ち着^{お っ}いた色^{いろ}、リボン^{なとかざ}等飾りのついていないものとする。

(6) ネックレス、ピアス^{など}等のアクセサリー^{しやうおよ}の使用^{けしやう}及び化粧^{きんし}は、禁止する。

4 欠席・遅刻・早退・忌引き^{きび}に関すること

(1) 欠席・遅刻・早退・忌引き^{きび}等^{など}の場合は保護者^{ほごしや}が連絡帳^{れんらくちやう}に記入^{きにゆう}するか、当日8時30分^{とうじつ じ ぶん}までに

保護者^{ほごしや}が学校^{がっこう}へ電話^{でんわ}連絡^{れんらく}をする。

(2) 家庭^{かてい}の都合^{つごう}で、遅刻・早退^{ちこく そうたい}する場合は保護者^{ほごしや}が活動場所^{かつどうばしよ}まで送迎^{そうげい}を行う。

(3) 忌引き^{きび}については、次^{つぎ}の日数^{にっすう}とする。

父^ふ母^ぼ 7日 兄^{ななか}弟^{きやうだい}姉^{しまい}妹^そ・祖^ふ父^ぼ母^み 3日 叔^{おじ}父^お叔^お母^ば・甥^{おい}姪^{めい}・いとこ 1日

5 学校生活^{がっこうせいかつ}に関すること

(1) 授業^{じゆぎやう}と休み時間^{やす}のけじめ^{じかん}をつけ、始業時間^{しぎやうじかん}に遅れ^{おく}ないようにする。

(2) 校内^{こうない}で出会う人^{で あ}に自分^{ひと}からあいさつ^{じぶん}をする。

(3) 学校内^{がっこうない}の公共物^{こうきやうぶつ}を大切^{たいせつ}にし、学校^{がっこう}の物品^{ぶつびん}を許可^{きよか}なく持ち出^もさない。

(4) 自分^{じぶん}の教室^{きやうしつ}以外^{いがい}の場所^{ばしよ}に行くときは、担任^いの許可^{たんにん}を得^{きよか}る。

(5) みんなが気持ちよく過^きごせ^もるような言葉^{ことば}づかい、接^{せつ}し方^{かた}を心^{こころ}がける。

(6) 登校後^{とうこうご}は、勝手^{かって}に学校外^{がっこうがい}に出^でない。

6 携行品に関すること

- (1) 自分の持ち物にはすべて記名する。
- (2) 学校に必要な物(必要以上の現金・音楽機器・ゲーム等)は持っていない。
- (3) 定期券や腕時計・財布・携帯電話等の貴重品は、登校後担任に預け、下校前に担任から受け取る。
- (4) 個別に学校生活において必要があると思われるものについては保護者が担任へ相談し、許可を得た上で持たせるようにする。

7 携帯電話に関すること

- (1) 携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みは、原則禁止とする。
- (2) やむを得ない事情があり持ち込む場合は、保護者の申請による許可制(単年度更新)とする。
- (3) 所持許可の条件は、以下の通りとする。
 - 登下校時(緊急時)における保護者と学校との連絡手段としてのみ使用すること。
 - 保護者は、正しい使用法と徹底したマナーの指導を行うとともに、紛失等の事故や契約時のフィルタリング機能の設定に関して責任をもつこと。
 - 学校に着いたら、他の貴重品と一緒に担任に携帯電話を預け、下校の前に担任から受け取ること。
 - ルールが守れない場合は、許可を取り消し、持ち込み禁止とする。

8 校外での生活に関すること

- (1) 出かける際は行き先、用件、一緒に遊ぶ人、帰宅時間を保護者にはっきりと伝え、許可を得て外出する。
- (2) 保護者同伴以外の夜間外出は禁止とする。
- (3) 知らない人やSNS (LINE、Twitter等) で知り合った人と遊ばない。
- (4) 18歳未満入場禁止の施設には、立ち入らない。
- (5) ゲームセンターやカラオケ店などの利用は、保護者同伴とし、生徒だけの利用はしない。
- (6) 友人宅への外泊は禁止とする。
- (7) アルバイトは禁止とする。ただし、就労見込み先から、就労に向けた練習等として依頼があった場合は、事前に保護者、担任、進路指導係との話し合いのもと、学校長より許可をもらって行うことができる。
- (8) 運転免許(車・オートバイ)の取得は認めない。ただし、就労見込み先から免許取得の依頼があった場合は、3年生の冬休みから、学校長より許可をもらって自動車学校に行くことができる。
- 下校時にそのまま自動車学校に行くことは認めない。また、免許がとれても、卒業するまでは、車・バイク等の運転は認めない。
- (9) お金、物品の貸し借りはしない。
- (10) 飲酒、喫煙など法律に抵触する行為はしない。

※ 福岡県青少年健全育成条例に準ずる。

9 懲戒に関すること

※懲戒については、北九州市立特別支援学校高等部学則の規定に従い、以下のように定める。

(1) 北九州市立小池特別支援学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(2) 退学は、次の①～③のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 正当の理由がなくて出席が常でない者

③ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

以上の生徒心得を遵守し、本校生徒として望ましい学校生活を送ること。